

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年12月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：青森県青森市、十和田市、平内町、野辺地町、七戸町及び東北町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大600,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 9月16日
環境大臣意見受理	令和3年11月26日
経済産業大臣意見	令和3年12月 6日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された十和田八幡平国立公園等が位置することから、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)その他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された水源かん養保安林が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川、沢筋からの距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い土砂及び濁水の流出等を最小限に抑えることで等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 風車の影に係る影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ることで等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)に基づき指定された砂防指定地、「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年 7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)等が存在している。また、本事業は、当該区域の尾根沿いに最大 150 基の風力発電設備を設置するものであり、設置位置の多くは樹林地に該当することが

想定される。当該尾根付近は、風力発電設備等の設置の際に活用できる既設道路等が少ないことから、大規模な造成工事や道路工事による土砂崩落並びに土砂及び濁水の流出等に伴う河川、沢筋等の水質悪化による動植物の生息・生育環境等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ調査、予測及び評価を行い、土砂崩落及び土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、複数案の比較検討を通じて、既存道路の活用等により樹林地を含む土地の改変量を最小限に抑えるなど、動植物の生息・生育環境等への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類等に対する影響

想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。）に基づき、ヒバやスギなどの針葉樹に覆われ豊かな自然環境を呈し、多様な野生鳥獣が生息していることにより指定されている県指定大和山鳥獣保護区等が存在し、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されていることから、風力発電設備等の設置による野生鳥獣の生息空間の減少又は分断並びに風力発電設備への鳥類の衝突事故や移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、渡り鳥であるオオハクチョウの越冬地及びマガンの集積地が存在することから、これら渡り鳥への影響も懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類等に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類等への影響を回避又は極力低減すること

(6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回・第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（Ⅳ）、チシマザサ・ブナ群団等の植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在するほか、想定区域には「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（平成 13 年青森県条例第 71 号）に基づく「高瀬川流域保全地域」の指定区域が存在することから、

本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に関する影響

想定区域及びその周辺には、自然公園法に基づき指定された十和田八幡平国立公園が存在しており、さらに当該国立公園内には、利用施設計画に位置付けられた主要な眺望点でもある「田代平湿原園地」、「田茂菴岳園地」、「八甲田登山線道路(歩道)」、「田代平線道路(車道)」等が存在することから、当該国立公園の区域内及びその近傍に風力発電設備等を設置する場合は、これらの利用施設及び主要な眺望点から、ブナやオオシラビソの自然林、高山植物や湿原からなる雄大な山岳景観を眺望する際の重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。このため、当該国立公園の区域内における風力発電設備の設置を原則回避するとともに、利用施設及び主要な眺望点から最大限離隔を取る等の措置を講じ、眺望景観への重大な影響を回避又は十分に低減すること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観について、当該公園の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその近傍には「烏帽子岳」、「八幡岳」、「東岳遊歩道」等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音、風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画

の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。